

障害者差別解消法に関するアンケート調査のお願い

【目的】

令和6年4月1日から改正障害者差別解消法が施行され、事業者による「合理的配慮の提供」が義務化されました。障害のある方の声を市内事業者へお届けし、企業等がより良い配慮についての検討がなされることを目的として、アンケート調査を実施します。（本調査の結果は、統計的に処理し、回答者が特定されない形で市ホームページにて公開させていただく予定です。）

【回答方法】 ①本紙に記入の上、障害福祉課へ提出（FAX、郵送可）
（①または②） ②ちば電子申請サービスで Web 回答



【提出期限】 令和7年1月17日（金）

【お問い合わせ】 〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地

佐倉市役所 障害福祉課 土屋、佐藤

電話：043-484-4164 FAX：043-484-1742

（※通信料は回答者の負担です）

問1 このアンケートの回答者は誰ですか？

☐ 本人 ☐ 障害者の家族 ☐ 障害者の支援者 ☐ その他（ ）

問2 障害者の年齢は？

☐ 10歳未満 ☐ 10代 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代
☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70代以上 ☐ 未回答

問3 どのような障害がありますか（複数回答可）

☐ 視覚障害 ☐ 聴覚・平衡機能障害 ☐ 音声・言語・そしゃく機能障害
☐ 肢体不自由（上肢） ☐ 肢体不自由（下肢） ☐ 肢体不自由（体幹）
☐ 肢体不自由（移動機能） ☐ 内部障害
☐ 知的障害 ☐ 発達障害（自閉症・アスペルガー症候群など）
☐ 高次脳機能障害 ☐ 精神障害
☐ 難病（特定疾病・小児慢性特定疾病など）
☐ その他（ ）

問4 障害者差別解消法を知っていますか？(1つに✓)

- ☐ 法律の内容も含めて知っている ☐ 法律の内容を少し知っている
☐ 法律の名前は聞いたことがあるが、内容はわからない
☐ 法律の名前も聞いたことが無く、内容もわからない

問5 障害者差別解消法の施行により、事業者（お店など）から配慮を受けやすくなった
 と思いますか？（1つに✓）

- ☐ そう思う ☐ どちらかといえばそう思う
☐ あまりそうは思わない ☐ まったくそうは思わない ☐ わからない

問6 障害を理由として、お店などに配慮してほしいことを相談した事がありますか？
(1つに✓)

- ☐ 相談したことがある
- ☐ 相談しようと思ったことはあるが、実際に相談したことはない
- ☐ 相談しようと思ったことはない ☐ わからない

問7 障害を理由とする、配慮や対応で良かった（または、うれしかった）と感じた事について教えてください（任意回答）

(場面 1)

- ☐市役所など行政機関 ☐店舗など(卸売、小売業) ☐病院、福祉施設など
☐飲食、宿泊サービスなど ☐インターネット関係(情報通信)
☐学校など(教育) ☐その他()

(事例 1)

(場面2)

- ☐市役所など行政機関 ☐店舗など(卸売、小売業) ☐病院、福祉施設など
☐飲食、宿泊サービスなど ☐インターネット関係(情報通信)
☐学校など(教育) ☐その他()

(事例2)

問8 障害を理由とする対応で、不便さを感じた(または、不快に思った)事を教えてください(任意回答)

(場面1)

- ☐市役所など行政機関 ☐店舗など(卸売、小売業) ☐病院、福祉施設など
☐飲食、宿泊サービスなど ☐インターネット関係(情報通信)
☐学校など(教育) ☐その他()

(事例1)

(場面2)

- ☐市役所など行政機関 ☐店舗など(卸売、小売業) ☐病院、福祉施設など
☐飲食、宿泊サービスなど ☐インターネット関係(情報通信)
☐学校など(教育) ☐その他()

(事例2)